

岐阜県家畜伝染病防疫対策要領

令和5年4月1日改定

(第8版)

目次

第1章 総則

1 目的	1
2 定義	1
3 各家畜伝染病の概要	1

第2章 防疫対策の基本方針

1 発生の予防	7
2 早期発見、早期通報	7
3 発生時の初動対応	7

第3章 発生段階別対応

フェーズ0	8
フェーズ1	10
フェーズ2	11
フェーズ3	12
フェーズ4	13

第4章 組織体制

1 防疫体制の構築	15
2 体制の構築	15
(1) 岐阜県家畜伝染病情報集約センター	15
(2) 岐阜県家畜伝染病警戒本部	15
(3) 岐阜県家畜伝染病対策本部	15

第5章 防疫措置にかかる時間の目安と人員

26

第6章 広報体制

1 概要	29
2 広報手段	29
3 情報集約センターの業務	29
4 相談窓口	30

第7章 関係機関との連携・協力体制の構築及び平常時における訓練

1 国、国対策本部との連携	31
2 市町村との連携	31
3 関係団体との連携	32
4 防疫訓練（演習）の実施	33
5 その他	34

第1章 総則

1 目的

この要領は、家畜伝染病の感染拡大を県内に侵入することを防止するための体制や、万が一、侵入した際に社会的・経済的被害を最小限に食い止めるために必要な対策を迅速かつ的確に実施できるよう県の防疫措置について定めるものである。

また、防疫措置については、家畜伝染病予防治法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）、家畜防疫を総合的に推進するための指針（平成13年9月6日付け農林水産大臣公表）、法第3条の2に基づき定められた特定家畜伝染病防疫指針（以下「防疫指針」という。）及びその留意事項通知、家畜防疫対策要綱（平成11年4月12日付け11畜A第467号農林水産省畜産局長通達）及び岐阜県家畜伝染病まん延防止規則（昭和39年7月岐阜県規則第94号。以下「県規則」という。）、特定家畜伝染病に定められる各通知等、並びに本要領に定める事項のほか、県防疫作業マニュアル（以下「県マニュアル」という。）等を基本としながら、柔軟で迅速な対応を行うこととする。

なお、本要領は、法及び防疫指針の改正、防疫措置に関する新たな知見が得られた場合のほか、今後も継続的かつ定期的に見直しを行い、必要に応じて随時更新していくものとする。

2 定義

本要領の対象とする家畜伝染病とは、次に掲げる家畜伝染病をいう。

- (1) 豚熱（CSF）
- (2) アフリカ豚熱（ASF）
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ
- (4) 牛疫
- (5) 牛肺疫
- (6) 口蹄疫
- (7) 牛海綿状脳症（BSE）

3 各家畜伝染病の概要

(1) 豚熱（CSF）

①概要

- ・豚熱ウイルスの感染によって起こる豚（いのししを含む。以下同じ。）の伝染病であり、強い感染力と高い致死率が特徴。法で家畜伝染病に指定されている。

②症状

- ・典型的な臨床症状はなく、発熱、食欲不振、うずくまりといった一般的な症状で始まり、さらに結膜炎、リンパ節腫脹、呼吸障害、便秘に次ぐ下痢がみられ、紫斑、後躯麻痺や運動失調、四肢の激しい痙縮等の神経症状が現れる。
- ・最終的には起立困難となり、急性経過の場合には1日以内に死亡する。慢性経過の場合にはこうした症状を繰り返し半数が1ヶ月以内に死亡するとされる。

③疫学等

- ・豚及びいのししが感受性動物で、季節や性別に関係なくすべての発育段階において発症する。感染は罹患動物との直接接触の他、鼻汁や排泄物の飛沫・付着物との間接接触により起こり、侵入すると瞬く間に畜舎内に拡がる。
- ・わが国では、1992年に熊本県での感染例以降は確認されておらず、2006年にワク

チン接種を完全に中止し、摘発淘汰を基本とした防疫体制をとった結果、2007年4月に国際獣疫事務局（OIE）の規約に基づき、豚コレラ清浄国（当時）となった。しかし、2018年9月、本県の養豚場で26年ぶりに発生した。

- ・豚熱は豚特有の伝染病であり、人に感染することはない。

④診断

- ・国の防疫指針に基づき、臨床検査、血液検査、解剖検査、抗原検査（ウイルス分離検査、PCR検査、蛍光抗体検査）、血清抗体検査、遺伝子解析等により実施する。

⑤治療法

- ・治療法はなく、豚熱が発生した場合は、法に基づき、摘発・淘汰を基本とする防疫措置が取られる。
- ・予防的使用のワクチン接種は、2006年3月31日をもって事実上禁止されていたが、2019年10月より本県はじめ地域を限定して接種が認められている。

（2）アフリカ豚熱（ASF）

①概要

- ・アフリカ豚熱ウイルスの感染によって起こる豚（いのししを含む。以下同じ。）の伝染病であり、発熱や全身の出血性病変を特徴とし、致死率が高い。法で家畜伝染病に指定されている。

②症状

- ・急性例では臨床症状や病理所見は豚熱と酷似している。ウイルスの病原性の強さにより、甚急性、急性、亜急性、慢性および不顕性と激しいものからまったく症状の認められないものまで様々である。
- ・致死率も、ウイルスの病原性の強さにより0～100%まで様々である。

③疫学等

- ・本ウイルスは、本来、サハラ以南のアフリカ大陸においてイボイノシシなどの野猪とダニに不顕性感染していたと考えられる。そこに家畜として豚が導入されたことによって致死率100%に達するような本病の発生が認められるようになった。
- ・ダニによる媒介や感染畜等との直接的な接触により感染が拡大する。
- ・国内では本病の発生は確認されておらず、清浄国である。
- ・なお、アフリカ豚熱は豚特有の伝染病であり、人に感染することはない。

④診断

- ・国の防疫指針に基づき、臨床検査、血液検査、解剖検査、抗原検査（ウイルス分離検査、PCR検査、蛍光抗体検査）、血清抗体検査等により実施する。

⑤治療法

- ・有効なワクチンや治療法はなく、アフリカ豚熱が発生した場合は、法に基づき、摘発・淘汰を基本とする防疫措置が取られる。

（3）高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ

①概要

- ・高病原性鳥インフルエンザ
国際獣疫事務局（OIE）が作成した判断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判断されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うず

ら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（以下「家きん」という。）の疾病。

・低病原性鳥インフルエンザ

H5又はH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家きんの疾病。

②症状

- ・高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染した家きん群では、突然の死亡率の上昇があり、高い場合には100%に達する。臨床症状は、産卵低下又は停止、神経症状、下痢等であるが、甚急性例ではこれらの症状を示す間もなく死亡する。

③疫学等

- ・野生の鳥類、特に水きん類（野ガモなど）は、本ウイルスに最も抵抗が強く、症状を発現することなく、腸管にウイルスを保有し、糞中に排出されたウイルスは、水、空気、人、車両、飼育舎に出入りする小鳥などを介して経口又は経鼻感染で家きんに感染する。
- ・ほとんどの鳥インフルエンザウイルスは人には感染しないが、1997年の香港市民の感染以降、ベトナム、タイ、カンボジア、インドネシア、中国、トルコ、エジプト、アゼルバイジャン、イラク等で感染が認められている。なお、食品としての鶏肉や鶏卵を食べることによって、人が感染した例は報告されていない。

④診断

- ・国の防疫指針に基づき、簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）、血液抗体検査、H5又はH7亜型に特異的な遺伝子を検出する遺伝子検査（PCR検査及びリアルタイムPCR検査をいう。以下「遺伝子検査」という。）及びウイルス分離検査等により実施する。

⑤治療法

- ・治療法はなく、高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合は、法に基づき、摘発・淘汰を基本とする防疫措置が取られる。

（4）牛疫

①概要

- ・牛疫ウイルスによって起こる牛やめん羊、山羊、豚など偶蹄類動物の病気で、伝染力が強く、感染した動物の死亡率は極めて高い。

②症状

- ・潜伏期は通常3～5日（2～9日）。41～42℃の高熱、食欲減退、沈鬱などの後、眼瞼腫脹、流涙や鼻汁は最初水様であるが後に膿様となり、口周囲の粘膜は充血し、さらに、口唇、口蓋、舌、鼻粘膜、膣粘膜等に広がり、潰瘍、糜爛へと続く。その後、背を弓なりにした姿勢をとり、血液や粘膜組織を含んだ激しい下痢を伴い、脱水症状で死亡する。症状を示した後6～12日で死亡する例が多い。

③疫学等

- ・歴史的にはヨーロッパで最も恐れられた牛の伝染病である。18世紀北西ヨーロッパでは、本疾病によって約2億頭の牛が死亡した。近年の本病の発生地帯は東アフリカ、イエメンと西アジアである。2011年6月に世界的な撲滅が宣言された。
- ・感染牛の排泄物の飛沫などに直接接触することで伝播する。牛でも品種によって

感受性に差が見られ、和牛では特に感受性が高い。

④診断

- ・国の防疫指針に基づき、臨床検査、血液検査、解剖検査、抗原検査（ウイルス分離検査、PCR 検査、蛍光体検査）、血清抗体検査、遺伝子検査等により実施する。

⑤治療法

- ・有効な治療法はない。侵入した場合は早期に摘発淘汰を行う。
- ・日本への侵入に対し、家兎鶏胚馴化ワクチン株を Vero 細胞で増やした生ワクチンを動物衛生研究所で 10 万頭分製造し、国が備蓄している。

(5) 牛肺疫

①概要

- ・牛肺疫マイコプラズマが牛や水牛等に感染する急性で致死率の高い伝染病。

②疫学等

- ・主として接触感染および飛沫感染により伝播する。清浄地域での発病率が高いが、汚染地域では症状を示さない例が多い。致死率は動物の感受性と株の毒力に依存し、多様（発病牛の 50% まで）である。
- ・我が国では 1940 年を最後に発生が確認されていないが、世界ではアフリカを中心に発生が継続しており、水際検疫など監視体制を継続している。

③症状等

- ・食欲不振、発熱、および呼吸困難、多呼吸、発咳、鼻汁漏出などの呼吸器症状がみられる。しばしば亜急性あるいは不顕性感染を起し、耐過後は保菌状態を維持する。

④診断

- ・高度免疫血清を用いた発育阻止試験、蛍光抗体染色などの免疫学的試験法、あるいは PCR 法により確定診断を行うほか、補体結合反応が行われる。海外では近年、競合 ELISA 法およびイムノブロットティングも使用されている。

⑤治療法

- ・感染牛が摘発された場合には、治療は行わず、速やかに殺処分する。なお、海外では弱毒株を用いた生ワクチンが使用されている。

(6) 口蹄疫

①概要

- ・主に偶蹄類の動物が感染し、伝染力が非常に強く、口蹄疫ウイルスによって起こる伝染病。

②症状

- ・高熱（39℃以上）と口腔、舌、鼻、蹄だけでなく、乳房や乳頭にも水疱が形成される。水疱は比較的早期に破れ、びらんとなる。水疱液には多量の感染性ウイルスを含み、ほかの動物への伝播の原因となるため注意が必要である。水疱形成による疼痛などにより泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳の減少ないし停止がみられる。感染動物が死亡することはまれであるが、幼弱動物では突然死することがある。

③疫学等

- ・感染は年齢・性別を問わず成立する。
- ・口蹄疫ウイルスの宿主域は広く、偶蹄類の家畜（牛、豚、山羊、めん羊、水牛など）や野生動物（ラクダやシカなど）が感染する。
- ・感染動物は水疱形成前からウイルスを排出し、接触感染で容易に周囲の感受性動物に感染する。牛は口蹄疫ウイルスに感受性が高く、豚は牛に比べて低いが、感染後のウイルス排泄量は牛の100～数千倍といわれる。めん山羊では症状が明瞭でないため、本病を伝播する動物として注意が必要である。アフリカ水牛は不顕性感染し、長期間ウイルスを排泄するキャリアーとなる。
- ・口蹄疫ウイルスには互いにワクチンが効かない7種類の血清型があり、北米や欧州、オセアニアを除く世界各国に分布し、アフリカとアジアでは発生が続いている。
- ・2010年の日本の発生では292農場の約21万頭が殺処分され、約2,350億円の被害を与えた。

④診断

- ・国の防疫指針に基づき、臨床検査、抗原検査（ウイルス分離検査、RT-PCR検査など）、及び血清抗体検査等により実施する。
- ・検査にはウイルスを多量に含む水疱液、水疱上皮等を用いる。キャリアー動物の摘発には咽頭拭い液（プロバング検査）を用いることもある。

⑤治療法

- ・口蹄疫と診断された場合は「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、感染拡大の防止のため、摘発・淘汰によって防疫措置が行われる。摘発淘汰のみで感染の拡大が止められないと判断された場合は、予防的殺処分やワクチン接種が実施される。

(7) 牛海綿状脳症 (BSE)

①概要

- ・脳内に異常プリオンたんぱく質 (PrP^{Sc}) が蓄積することで発症する神経性の病気で、プリオン病とも呼ばれる。

②症状

- ・感染から発症までの期間が長いことや、脳に空胞と PrP^{Sc} が観察されること。発症動物は、音や接触に過敏に反応し、異常姿勢や運動失調を示して末期には起立不能となり、死ぬ。
- ・中枢神経障害に起因した、1) 異常行動、2) 過敏症 (知覚、触覚、視覚)、3) 不安、4) 歩様異常、5) 後軀麻痺、6) 泌乳量の低下、7) 一般健康状態の悪化などが認められる。

③疫学等

- ・BSE は、1986年に英国で報告以来、現在までに25カ国で18万頭以上の感染牛が確認されている。
- ・BSE プリオンに汚染した動物性蛋白質飼料 (肉骨粉) が蔓延の原因となった。ヒトの変異型 CJD (クロイツフェルト・ヤコブ病) は BSE の感染に起因しているこ

とから、本病は人獣共通感染症にも含まれる。

- ・わが国の BSE 発生は、肉骨粉の使用禁止と検査体制の整備などにより、2006 年をピークに 10 年以降認められていない。

④ 診断

- ・BSE 感染牛では中枢神経系におけるスクレイピー異常プリオン蛋白質 (PrP^{Sc}) の有無が検査される。一次検査として固相酵素免疫測定法 (ELISA) (市販の迅速診断キット) が活用されている。確定検査にはウエスタンブロット法および IHC (免疫組織染色) が用いられている。生化学的検査法では、蛋白質分解酵素処理抵抗性のプリオン蛋白質 (PrP) を PrP^{Sc} として検出する。

⑤ 治療法

- ・予防法、治療法は皆無で、PrP^{Sc} は通常の消毒では効果がないことから、感染動物や汚染物は焼却する。焼却できない場合には、0.5%以上の次亜塩素酸や4%以上の水酸化ナトリウムが消毒に用いられる。

第2章 防疫対策の基本方針

1 発生の予防

家畜伝染病の防疫対策の基本は発生予防であり、家畜の所有者等が、飼養衛生管理基準を確実に遵守することである。このため、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、すべての家畜の所有者等がその重要性を理解し、実践できるよう、発生予防と発生に備えた準備に万全を期す。

① 県は、市町村及び関係団体と連携をとりながら、家畜の所有者等への指導を徹底するとともに、家畜防疫員による家畜飼養農場への監視体制の強化を図る。また、初動防疫対応の重要性及び発生時の防疫対策を家畜の所有者等及び関係獣医師に啓発するとともに、発生時に備えた準備を行う。
このほか、感受性野生動物への家畜伝染病の感染状況等の把握とその対策に努め、必要に応じて家畜の所有者等への注意喚起を図る。

② 市町村及び関係団体は、県が行う家畜の所有者等への指導や発生時に備えた準備に協力する。

2 早期発見、早期通報

家畜伝染病の防疫対策で最も重要なことは早期発見、早期通報である。このため、家畜の所有者等は日頃から家畜の異状を観察する習慣を身に付け、家畜伝染病が疑われる症状を呈している家畜を発見した場合に、直ちに獣医師又は家畜保健衛生所へ通報することとし、県は早期通報について指導を徹底する。

3 発生時の初動対応

発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止及び早期収束を図ることが重要であり、特に発生農場における迅速な患畜等のと殺、その死体の処理及び消毒が何よりも重要である。

防疫措置を行うための経費については、法第58条から第60条の2までの規定に基づき、国が全部又は一部を負担することになっている。

また、法第60条の3では、防疫措置が発生初期の段階から迅速かつ的確に講じられるようにするため、政府は予備費の活用も含めて法に基づく予算を速やかに、かつ、確実に手当てすることとされている。

このことを踏まえて、行政機関及び関係団体は、次の役割分担の下、迅速かつ的確な初動対応を行う。

① 県は、防疫指針に即した具体的な防疫措置を迅速かつ的確に実行する。

② 市町村及び関係団体は、県が行う具体的な防疫措置に協力する（県が市町村又は関係団体に委託して実施する場合には、防疫措置に関する費用は、法に基づく国の費用負担の対象となる。）。

第3章 発生段階別対応

●発生段階の基準

家畜伝染病の発生状況に応じた対応を迅速に実施するため、発生状況から次の5段階に分類し、各段階に応じ、家畜防疫対策課及び家畜保健衛生所が中心となり、関係所属及び機関と緊密に連携の上、対応をとる。

なお、各段階は、以下の基準を目安とするが、運用については家畜伝染病の発生状況等を踏まえ、本要領に記載のある組織等において決定する。

- (1) 海外発生・国内未発生期 【フェーズ0（情報収集）】
 - 近隣国（韓国・台湾・香港及び中国等）での発生が確認されるが、国内では認められない時期。
- (2) 国内発生期 【フェーズ1】
 - 隣接県を除く国内で家畜伝染病が発生したと確認されたとき。
- (3) 隣接県発生期または県内での異状の報告 【フェーズ2】
 - ①隣接県にて発生事例が確認されたとき。
 - ②県内の家畜の所有者等から通報を受け、家畜防疫員を現地農場に派遣するとき。
- (4) 県内疑い事例発生期 【フェーズ3】
 - 抗原検査（PCR検査等）を開始するとき。
 - ※県で検査できない家畜伝染病については、国に検体を送付するとき。
- (5) 県内発生・感染拡大期 【フェーズ4】
 - 国において患畜又は疑似患畜と判定、またはそれと同様の判定がなされたとき。

海外発生・国内未発生期 【フェーズ0（情報収集）】

1 定義

近隣国での発生が確認されるが、国内では認められない時期。

- (1) 基本的方向性
 - 特に危機管理体制をとらないが、海外で発生した家畜伝染病の情報を迅速に生産者等に伝達し、同家畜伝染病の国内への侵入防止の啓発と注意喚起を行う。
 - また、家畜伝染病の国内発生に備え、必要に応じて庁内及び現地連絡会議を開催し、対応の確認を行う。
- (2) 主な対策
 - ①家畜伝染病監視体制の構築
 - ②情報提供体制の構築
 - ③緊急連絡体制の整備
 - ④防疫体制の構築
 - ⑤相談体制の整備

2 監視体制の構築

- (1) 平常時における家畜伝染病の侵入防止対策の指導
 - ①家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう指導
 - ②毎日の家畜の観察を所有者等へ指導し、異常家畜の情報収集を実施
 - ③家畜伝染病の疑いが生じた死亡又は捕獲された感受性野生動物の抗原検査の実施

(2) 国等からの速やかな情報収集

国や国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（以下「動物衛生研究部門」という。）から、家畜伝染病に関する詳細な情報（感染経路など）や国外の発生状況等の情報収集

3 情報提供体制の構築

(1) 家畜の所有者等への情報提供

・広報媒体により、家畜伝染病の基本的知識や海外での発生状況等について情報提供を行い、家畜伝染病の侵入防止の啓発と注意喚起を行う。

(2) 関係機関等への情報提供

・市町村、公益社団法人岐阜県獣医師会（以下「獣医師会」という。）、一般社団法人岐阜県畜産協会（以下「畜産協会」という。）等の関係機関、団体に対し、家畜伝染病の防疫対策等について周知を図る。

4 緊急連絡体制の整備

平時より、庁内及び現地における緊急連絡名簿を整備する（毎年度当初に名簿を更新）。

5 防疫体制の構築（確認）

(1) 国内での発生を想定した防疫対策の確認

①各農場の防疫措置計画、本要領、県マニュアル等をもとに、防疫体制の再確認（各所属実施業務の確認や動員可能人数の把握などを含む）を行う（年1回）。

②殺処分した家畜等の処理方法（埋却地、焼却施設、化製処理施設又は発酵消毒場所）の再確認を行う（年1回）。

③緊急連絡先の確認など、関係団体との協力体制を確認する（年1回）。

(2) 防疫資材・器材等の確保

①家畜伝染病の発生に際し必要とされる防護服、防疫資材、消毒薬等の備蓄を確認し、不足する場合は予算要求等により確保する（年1回）。

②畜産関係機関等に対し、防疫資材・器材の提供に係る協力体制を整備する（年1回）。

6 相談体制の整備

各家畜保健衛生所では、家畜の所有者等からの家畜伝染病に関する相談に応じる。

国内発生期 【フェーズ1】

1 定義

国内で家畜伝染病が発生したと確認されたとき。

(1) 基本的方向性

本県への病原体の侵入防止を目的に、関係機関と情報共有を図り、県内での発生に備えた早期発見・早期通報体制や家畜伝染病発生時の防疫対策の内容を確認する。

(2) 主な対策

- ①情報共有体制の強化
- ②監視体制の強化
- ③防疫体制の強化
- ④情報提供体制の強化
- ⑤相談体制の強化
- ⑥感受性野生動物の捕獲・検査体制の強化

2 情報共有体制の強化

(1) 庁内での情報共有

家畜防疫対策課は農政課を通じて各部局主管課に対し、国内での発生状況や本県での対応状況について情報共有を行う。

(2) 現地での情報共有

家畜保健衛生所は、国内での発生状況や本県での対応状況について、関係機関等に対し情報共有を行う。

3 監視体制の強化

(1) 監視の強化

- ①全ての家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう通知
- ②全ての家畜の所有者等に対し、家畜伝染病の感染の有無の聞き取り等を実施
- ③家畜の所有者等へ観察の強化と異常家畜の早期発見・早期通報の指導強化
- ④家畜伝染病の疑いが生じた死亡又は捕獲された感受性野生動物の抗原検査の実施

(2) 国等からの速やかな情報収集

国等からの発生地における詳細な情報の収集

4 防疫体制の強化

(1) 本県侵入に備えた防疫対策の強化

- ①本県の家畜伝染病の防疫体制の確認
- ②発生時に備えた殺処分家畜の埋却候補地の確認
- ③本要領に基づく防疫作業内容等の確認

(2) 防疫資材等の確認

県内での発生に際し、必要とされる防護服、防疫資材、消毒薬等の在庫、整備状況を確認し、不足する場合は予算措置等により確保する。

(3) 侵入防止対策の強化

- ①発生地等からの病原体の侵入を防止するため、情報提供及び注意喚起
- ②必要に応じ、発生区域からの家畜の移入禁止措置の対応を検討

5 情報提供体制の強化

家畜の所有者等に対し、国内での発生状況、予防対策、相談体制等についての情報提供及び県民への広報を行う。

6 相談体制の強化

各家畜保健衛生所に緊急連絡体制を整備し、休日も含めた電話相談を開始する。

1 定義

隣接県で家畜伝染病の発生事例が報告されたとき、または家畜の所有者等から通報を受け、家畜防疫員を現地農場に派遣するとき。

(1) 基本的方向性

①隣接県で発生したとき

県境での病原体侵入防止を図るため、必要に応じて消毒ポイントを設置し、防疫対策を強化する。

②家畜の所有者等から通報を受け、家畜防疫員を現地農場に派遣するとき

国の指針に基づき、家畜の移動自粛等の指導及び臨床検査を実施する。

(2) 主な対策

①情報共有体制の強化

②監視体制の強化

③防疫体制の強化

④情報提供体制の強化

⑤相談体制の強化

⑥感受性野生動物の捕獲・検査体制の強化

2 情報共有体制の強化

(1) 庁内での情報共有

農政部次長をセンター長とした「岐阜県家畜伝染病情報集約センター（以下「情報集約センター」という。）」を設置し、関係機関などに対し、隣接県をはじめ家畜の所有者等から通報があった家畜の状況について情報共有する。

(2) 現地での情報共有

各農林事務所は、隣接県をはじめ国内での発生状況や今後の対応状況について情報を共有する。

3 監視体制の強化

フェーズ1の対応を引き続き実施する。

4 防疫体制の強化

フェーズ1の対応を引き続き実施するほか、必要に応じ、発生した地域との県境の幹線道路に消毒ポイントを設置するなど、県境での病原体侵入防止対策を実施する。

5 情報提供体制の強化

フェーズ1の対応を引き続き実施する。

6 相談体制の強化

県内発生に備え、家畜保健衛生所等の相談窓口について周知するとともに、関係各課においても相談窓口設置の検討をする。

県内疑い事例発生期 【フェーズ3】

1 定義

抗原検査（PCR検査等）を開始するとき。

※県で検査できない家畜伝染病については、国に検体を送付するとき。

(1) 基本的方向性

県家畜伝染病警戒本部を設置し、庁内及び各関係機関に対する情報共有を行うとともに発生農場に対し、出荷の自粛、移動の制限等の措置を講じ、消毒ポイントの設置を検討し、病原体の拡散防止等の措置を講じる。

(2) 主な対策

- ①県家畜伝染病警戒本部及び支部の設置
- ②情報共有体制の強化
- ③相談体制の拡充
- ④感受性野生動物の捕獲・検査体制の強化

2 県家畜伝染病警戒本部及び支部の設置

(1) 「警戒本部」の設置

家畜の所有者等からの通報により、家畜保健衛生所が立入検査等を実施し、抗原検査が陽性になる等、家畜伝染病が疑われた場合、農政部長を本部長とした「県家畜伝染病警戒本部（以下「警戒本部」という。）」を設置する。また、農政課は、各部局に対する情報共有とその調整を行う。

- ①患畜の決定に備えた家畜頭数の把握及び周辺地域の家畜飼養者のリストアップ
- ②家畜頭数による殺処分スケジュールの再確認及びシミュレーション
- ③周辺地域（移動制限区域及び搬出制限区域内）の農場に対する移動自粛等の制限区域図の作成及び家畜の健康確認調査
- ④消毒ポイントの設置検討
- ⑤警戒支部の設置指示及び現地派遣の情報集約センター職員（現地派遣）との連絡調整

(2) 「警戒支部」の設置

農林事務所長は、警戒本部より指示があった場合は、「県家畜伝染病警戒支部（以下「警戒支部」という。）」を設置する。また、支部長となる農林事務所長は、関係機関と連携し、患畜等の決定とともに、迅速な防疫措置が開始できるよう情報共有とその調整を行う。

- ①警戒本部、発生農場、関係機関団体との連絡・調整
- ②家畜伝染病の疑い事例の発生状況や今後の体制についての状況共有及び依頼の実施
- ③防疫措置に必要な手続き、人員の確保等の確認及び必要資機材等の調達準備
- ④農場における迅速な防疫措置の準備
 - (i) 家畜の殺処分の手順及び殺処分した家畜の処理（埋却、焼却、化製処理又は発酵消毒）
 - (ii) 汚染物品等の処分
 - (iii) 家畜舎等の消毒

3 情報提供体制の強化

フェーズ1の対応を引き続き実施する。

4 相談体制の拡充

家畜保健衛生所等の相談窓口について周知するとともに、関係各課においても関係する相談窓口を設置する。

1 定義

県内の農場において患畜又は疑似患畜と判定されたとき。

(1) 基本的方向性

感染の拡大を食い止めるため、防疫措置に必要な人員を確保し、患畜等の殺処分と埋却する体制を再構築する。

社会的・経済的影響を回避するため、範囲と期間を限定した公共交通機関の運行縮小、社会活動の自粛要請などを検討する。

(2) 主な対策

- ①県家畜伝染病対策本部及び支部の設置
- ②発生地における防疫体制の強化・見直し（消毒ポイント含む）
- ③発生地以外における家畜伝染病の監視体制の強化
- ④情報提供体制の強化
- ⑤相談体制の拡充
- ⑥感受性野生動物の捕獲・検査体制の強化

2 県家畜伝染病対策本部及び支部の設置

防疫措置を迅速に行うため、知事を本部長とした「岐阜県家畜伝染病対策本部（以下「対策本部」という。）」【別表4】を設置するとともに、発生地を所管する地域では、農林事務所長を支部長とした「岐阜県家畜伝染病対策支部（以下「対策支部」という。）」【別表5-1、5-2】を設置する。

対策本部は、岐阜県家畜伝染病対策本部設置要綱に基づき、事務局を農政課に置き、下記事項について総合調整を行うほか、対策本部運営に対する支援を家畜防疫対策課及び畜産振興課が行う。また、国において患畜又は疑似患畜と判定された以外で、県内の家畜飼育者に影響があると知事が特に必要と認めた場合においても、対策本部を設置する。

- ①本部員会議の開催
- ②本部対策チームの設置及び運営
 - (i) 指揮総括班をトップとしたチームの編成
 - (ii) 支部対策チームとの連携
 - (iii) 国、関係部局、関係団体との連携協力についての調整
 - (iv) 防疫措置に必要な人員確保、必要資機材等の調達等について、関係部局との連携協力
 - ・発生規模を勘案し、動員計画に基づき必要な防疫作業従事者^{※1}を確保。県職員だけでは人員の確保が困難な場合は、市町村及び関係団体に人員の派遣を要請。また、必要に応じ、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）と協議の上、自衛隊に対し人員及び車両等の派遣を要請
 - ・発生規模を勘案した家畜防疫員^{※2}の確保。なお、本県の家畜防疫員だけでは対応が困難と判断される場合には、動物衛生課と協議の上、他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請の実施
 - (v) 防疫措置に必要な手続き等についての連携協力

※1：防疫作業従事者とは、発生農場や消毒ポイントで作業を実施する要員をいう。

※2：家畜防疫員とは、家畜伝染病予防法に基づき、県職員で獣医師であるものの中から知事が任命した者をいう。

3 発生地における防疫体制の強化・見直し（消毒ポイント含む）

対策本部及び支部において、下記事項の防疫体制を整える。

- ①迅速な防疫措置及び病原体の拡散を防止するための措置（関係施設、人、車両等に関する基本的な動線の再確認含む）の決定
- ②上記に係る職員の動員の実施
- ③必要に応じ、動物衛生課を通じて家畜防疫員の追加派遣を要請するとともに、自衛隊に対し人員及び車両等の追加派遣の要請
- ④病原体の拡散を防止するため、防疫従事者の集合施設、宿泊施設等における汚染物品の区分・処理等を再確認し、これらの遵守の周知徹底
- ⑤現状の防疫対策ではまん延防止の措置が困難と判断した場合は、国とワクチンの使用について協議
 - (i) ワクチン接種を実施する範囲（地域）
 - (ii) 接種対象家畜の頭数
 - (iii) ワクチン接種に係る人員数（家畜防疫員、記録員等）

4 発生地以外における家畜伝染病の監視体制の強化

- (1) 家畜の所有者等に対する聴き取り、立入り等による調査（家畜伝染病感染の有無の確認及び報告）
- (2) 家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理基準遵守の徹底を図る。
- (3) 家畜の所有者等からの異常家畜の早期発見・早期通報を強化する。
- (4) 家畜の所有者等に対し、家畜舎内外の消毒の指示、又は法第30条に基づき消毒を命ずる。
- (5) 周辺及びそれ以外における感受性野生動物の監視体制を強化する。
 - ①感受性野生動物の捕獲エリアの設定（立入禁止区域の設定）
 - ②感受性野生動物の囲い込み
 - ③死亡個体の搜索、排除

5 情報提供

県ホームページや県広報媒体等により、県の体制及び対策を公表するとともに、以下について周知し、要請等を行う。なお、公表の日時等は、動物衛生課と協議の上、報道機関に公表する。

- (i) 消毒ポイントの設置状況及び車両消毒実施の協力の要請
- (ii) 市町村、関係団体等に対し、県内の発生状況や防疫対策状況、消毒ポイント、相談体制等についての情報提供

6 相談体制の拡充

フェーズ3を引き続き実施する。

第4章 組織体制

1 防疫体制の構築

日頃から国、県、市町村及び関係団体等が緊密に連携し、防疫用資機材等の準備などを行うことにより、意思疎通を図っておくことが重要である。

県内において、検査の結果、家畜伝染病の疑いがあると認められた場合は、速やかに関係部局への情報共有及び防疫措置等の準備体制を確立する。

また、国において患畜又は疑似患畜と判定された場合は、直ちに殺処分が開始できる体制を構築するとともに、自衛隊派遣要請をはじめとする広範な関係機関との緊密な連携による防疫対策も取れるよう、対策本部の指揮命令系統を確認し、全庁を挙げた防疫体制を確立し、被害を最小限に食い止める。

なお、防疫作業従事者の動員にあたっては、毎年度、防疫作業従事可能者をもとにした県職員派遣計画を作成し、各所属は派遣職員リストを作成する。

2 体制の構築

家畜伝染病の防疫措置などを円滑に進めるため、前章に記載したフェーズ時に下記に記載のある組織等を立ち上げる。

(1) 岐阜県家畜伝染病情報集約センター【別表1】

設置時期：隣接県にて家畜伝染病の発生事例が報告されたとき、又は家畜の所有者等から通報を受け、家畜防疫員を現地農場に派遣するとき

センター長：農政部次長

構成：別表1のとおり

運営：農政課（畜産振興課・家畜防疫対策課支援）

目的：情報の収集及び共有

休止：原則、県対策本部員会議における防疫対応の総括をもって発生に係る活動の休止とする。

(2) 岐阜県家畜伝染病警戒本部【別表2】

設置時期：抗原検査（PCR検査等）を開始するとき

本部長：農政部長

構成：庁内各部局主管課長等

運営：農政課（畜産振興課・家畜防疫対策課支援）

目的：庁内関係部局との情報共有及び連携

支部：疑いがあると報告のあった家畜の所有者等を管轄する農林事務所において、同所長を長とする警戒支部を設置

休止：国において患畜又は疑似患畜と判定されなかった場合（判定された場合は、下記対策本部に継承される）

(3) 岐阜県家畜伝染病対策本部・支部【別表3、5-1、5-2】

設置時期：国において患畜又は疑似患畜と判定された場合（支部は県において判定）

本部長：知事（各農林事務所長、各家畜保健衛生所長）

構成：庁内各部局長等（特定の家畜伝染病については、各々の設置要綱による）

目的：家畜伝染病のまん延防止対策の円滑な実施、各機関との連携

運営：農政課（畜産振興課・家畜防疫対策課支援（県警戒本部を継承））

支部：患畜又は疑似患畜と判断された家畜保有者を管轄する農林事務所において、同所長を長とする対策支部を設置（警戒支部を継承）

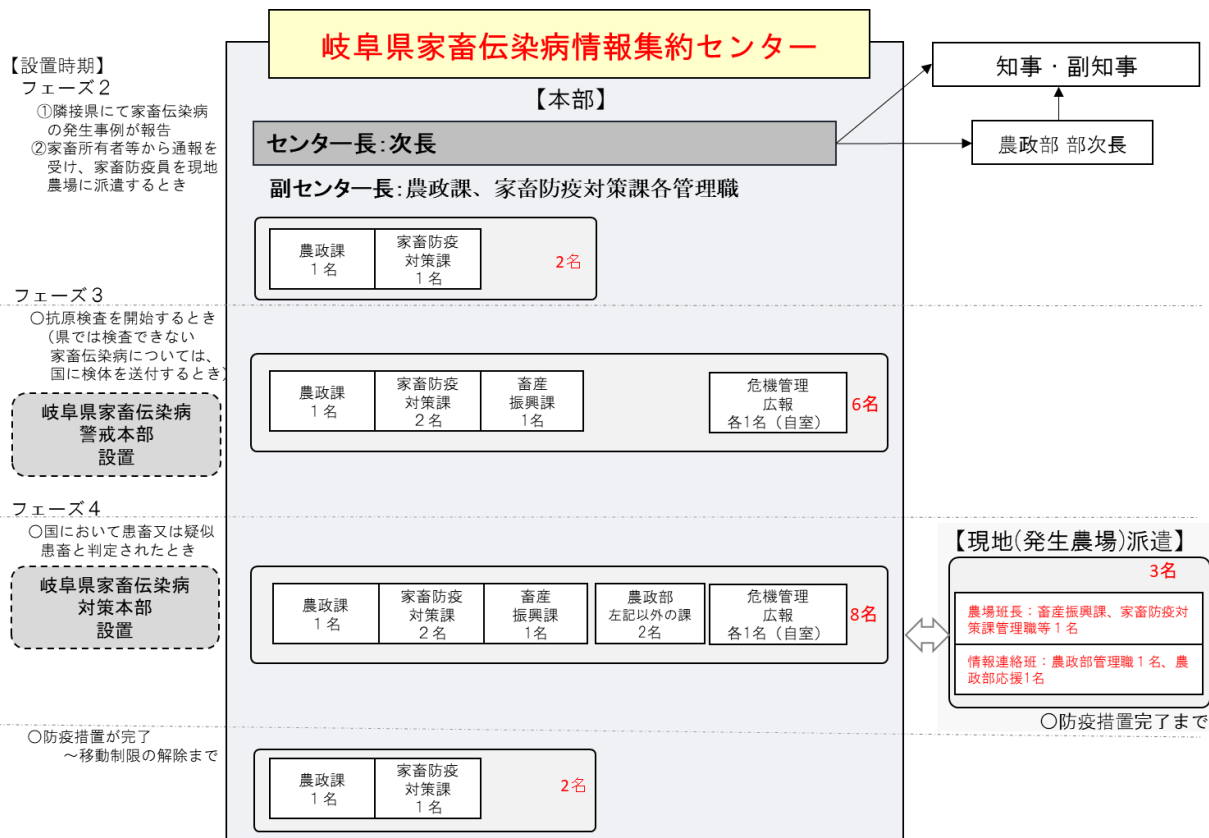
休止：原則、対策本部員会議における防疫対応の総括をもって発生に係る活動の休止とする。

別表1 岐阜県家畜伝染病情報集約センター（概要）

センター長	農政部次長
副センター長	農政課、家畜防疫対策課各管理職

	センターの体制	現地派遣
フェーズ1	国内で家畜伝染病が発生したと確認されたとき 設置なし (家畜防疫対策課で対応)	設置なし (家畜保健衛生所で対応)
フェーズ2	隣接県にて発生事例が報告されたとき 家畜の所有者等から通報を受け、家畜防疫員を現地農場に派遣するとき 2名体制 ・農政課1名、家畜防疫対策課1名	設置なし (家畜保健衛生所で対応)
フェーズ3	抗原検査を開始するとき (県で検査できない家畜伝染病については、国に検体を送付するとき) 6名体制 ・農政課1名、畜産振興課1名、家畜防疫対策課2名 ・危機管理政策課1名 ※ ・広報課1名 ※	設置なし (家畜保健衛生所で対応)
フェーズ4	国において患畜又は疑似患畜と判定されたとき 8名体制 ・農政課1名、畜産振興課1名、家畜防疫対策課2名 ・農政部各課2名 (農政課、畜産振興課、家畜防疫対策課を除く係長など) ・危機管理政策課1名 ※ ・広報課1名 ※	【現地(発生農場)】：3名体制 ・畜産振興課、家畜防疫対策課1名 ・農政部内各課管理職1名 (農政課、畜産振興課、家畜防疫対策課、農地整備課除く) ・農政部内各課職員1名 (農政課、畜産振興課、家畜防疫対策課を除く)
	発生農場における防疫措置完了から移動制限解除まで 2名体制 ・農政課1名、家畜防疫対策課1名	設置なし (家畜保健衛生所で対応)

※自室にて対応



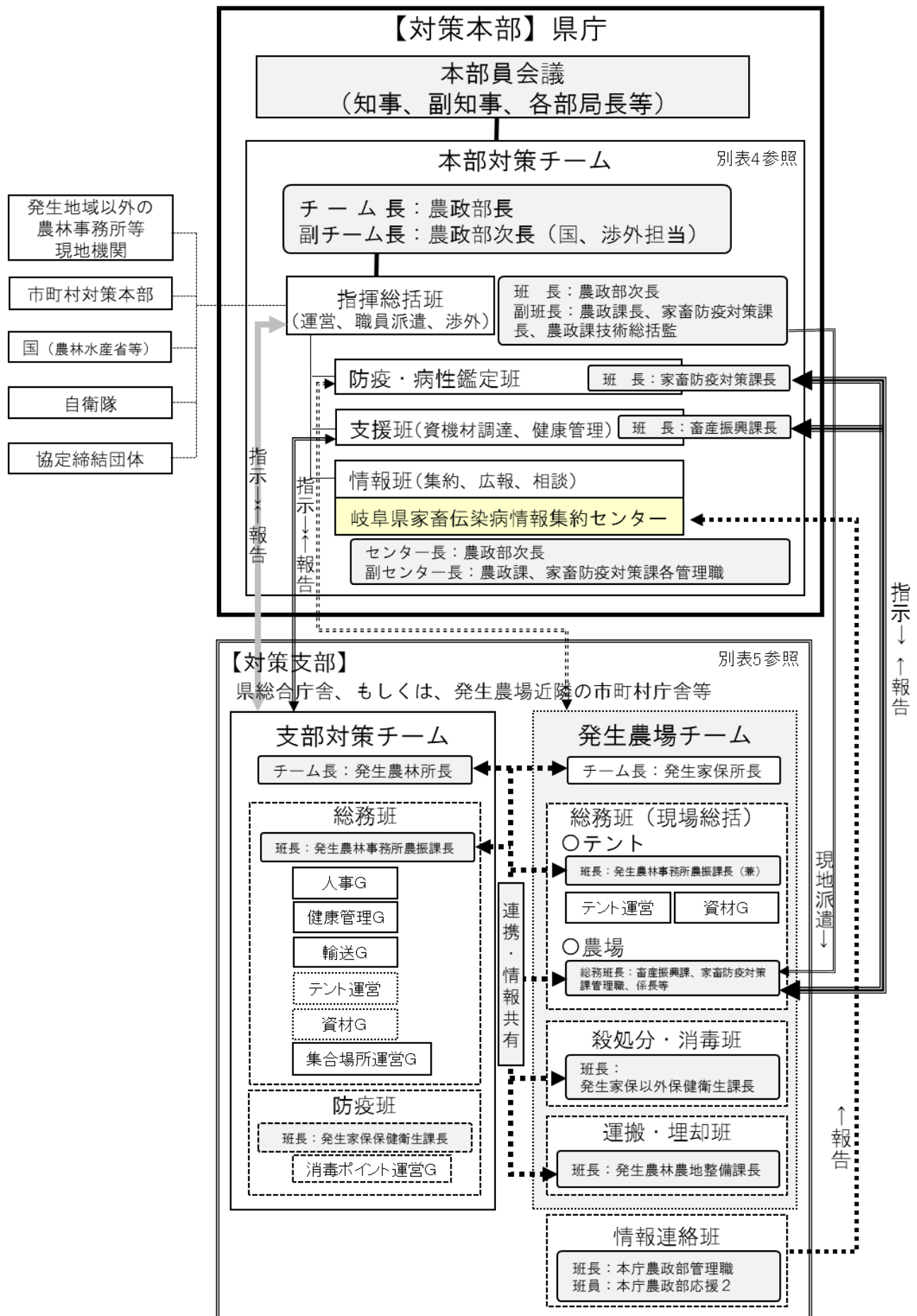
別表2 岐阜県家畜伝染病警戒本部

本部長	農政部長	
副本部長	農政部次長	
部等	メンバー	備考
知事直轄	秘書課長	
	広報課長	
総務部	財政課長	
	人事課長	
清流の国推進部	清流の国づくり政策課長	
危機管理部	危機管理政策課長	
環境生活部	環境生活政策課長	
健康福祉部	健康福祉政策課長	
商工労働部	商工・エネルギー政策課長	
観光国際部	観光国際政策課長	
農政部	農政課長	総括班長
	畜産振興課長	
	家畜防疫対策課長	
	農地整備課長	
林政部	林政課長	
県土整備部	建設政策課長	
都市建築部	都市政策課長	
出納事務局	出納管理課長	
教育委員会	教育総務課長	
警察本部	警備第二課長	

別表3 岐阜県家畜伝染病対策本部

○県対策本部

本部員		備考
本部長	知事	
副本部長	副知事	
	秘書広報統括監	
	総務部長	
	清流の国推進部長	
	危機管理部長	
	環境生活部長	
	健康福祉部長	
	商工労働部長	
	観光国際部長	
	農政部長	事務局
	林政部長	
	県土整備部長	
	都市建築部長	
	会計管理者	
	教育長	
警察本部長		



指示 ↓ 報告 ↑

別表4 岐阜県家畜伝染病対策本部 本部対策チーム

チーム長：農政部長

副チーム長：農政部次長

(◎…責任者、○…副責任者)

区分	構成課	主な所掌事務
指揮総括班 総務G	◎農政課 ○畜産振興課 ○家畜防疫対策課	<ul style="list-style-type: none"> 本部対策チームの総括 対策本部員会議等の開催 対策本部長からの指示・伝達 支部対策チーム、各部主管課、農林事務所等（市町村その他関係機関、団体（畜産関係））との連絡調整 国との連絡調整及び対応（要望、面談、疫学調査チームなどに関すること） 現地における安全対策、事故対応 議会対応 消毒ポイントに関すること その他ほかの班に属さない事項 など
	<ul style="list-style-type: none"> 各部主管課 防災課 消防課 法務・情報公開課 県警察本部警備第二課 都度調整 	<ul style="list-style-type: none"> 国支援策の情報収集、金融支援策の予算措置（各部所管分） その他関係機関、団体との連絡調整（各部所管分） 各部内所属への連絡調整 自衛隊への情報提供 消防本部への情報提供 告示に関すること 警察本部内各課、各警察署との連絡調整 交通規制、道路使用に係る調整 発生事案の検証作業
人事G	◎家畜防疫対策課 ※人事課と連携 ○畜産振興課 ○農政課	<ul style="list-style-type: none"> 防疫措置計画の策定（必要人員の算定、割り振り含む） 動員予定者の全体とりまとめ 防疫措置に係る従事者数の実績の集計及び報告 獣医師、フォークリフトオペ、自衛隊等の動員調整 一般動員県職員、医療関係者、発生農場チーム現場常駐責任者、発生農場チーム情報連絡班（本庁農政部職員）、その他本部対策チーム、その他関係機関等の動員調整
	<ul style="list-style-type: none"> 各部主管課 職員厚生課、保健医療課、医療福祉連携推進課、感染症対策推進課 農林事務所（発生地域以外） 生活衛生課 危機管理政策課 家畜防疫対策課 	<ul style="list-style-type: none"> 一般動員県職員の動員調整（本庁分） 医療関係者（集合場所、発生農場）の動員調整 一般動員県職員の動員調整（現地機関分） 獣医師の動員調整（健康福祉部分） 自衛隊の動員調整

		<p>※発生地域の県職員、市町村職員、関係機関（JAなど）職員の動員調整は、支部対策チームで対応</p> <p>※建設業協会の動員調整は、発生農場チームで対応</p>
予算・会計G	<p>◎畜産振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政課 ・農政部各課 ・出納管理課と連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫措置に係る予算確保、執行及び手当金の支出（本庁分）
情報班 情報集約センター ※別途現地配置あり	<p>◎農政課</p> <p>○畜産振興課</p> <p>○家畜防疫対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政部各課 ・危機管理政策課 ・広報課 	<ul style="list-style-type: none"> ・発生情報、現場情報等の各種情報の収集、集約、共有 ⇔本部対策チーム、支部対策チーム、発生農場チーム ・県幹部等への情報共有 ・発生農場チーム（情報連絡班）等からの現場情報（作業進捗、事故（傷病、公衆災害）等）の収集、集約、共有 ⇒本部対策チーム、支部対策チーム、各部主管課 ・報道対応 ・本部員会議等、各種資料の作成
県民相談G	<p>◎家畜防疫対策課/畜産振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民生活課 ・保健医療課 ・生活衛生課 ・職員厚生課 ・教育総務課 ・商業・金融課 ・農業経営課 ・畜産振興課 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業従事者からの相談、畜産農家からの防疫相談 ・県民からの相談 ・県民からの健康相談（メンタル含む） ・食の安全相談 ・職員（知事部局）からの健康相談 ・職員（教育委員会）からの健康相談 ・中小企業者からの融資相談 ・畜産農家等からの融資相談 ・畜産農家等からの相談全般
支援班 資材・輸送G	<p>◎畜産振興課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政部各課 ・危機管理部 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援班の総括・防疫措置に要する資機材の調達、輸送、回収及び人員の輸送に関する調整（支部対策チーム、国、関係機関、協定先など） <p>※現地（集合場所、発生農場等）への資機材等運搬、回収要員は随時調整</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理政策課/防災課 ・職員厚生課/管財課 ・建設政策課 	<ul style="list-style-type: none"> ・資機材の調達、搬入等支援 ・人員輸送運転手の調整等支援 ・人員輸送手段の調整等支援 ・県土整備部所管資機材の使用に関する調整支援
健康管理G	<ul style="list-style-type: none"> ・職員厚生課 ・教育総務課 ・保健医療課 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の健康管理 ・健康調査情報の共有 ・人への感染防止・安全対策
防疫・病性鑑定班	<p>◎家畜防疫対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生/その他家保 	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫対策全般に係る調整 ・国（動物衛生課、動物衛生研究部門）、隣接県及び県内市町村（畜産所管部局）、畜産関係団体との連絡調整（防疫対応に関すること） ・発生情報及び疫学関連情報、感染経路の究明に必要な情報の授受

		<ul style="list-style-type: none"> ・疫学関連農場等の調査 ・県内農場等への防疫対策指導、報告徴求（告示含む） ・例外規定の手続き ・交付金及び手当金、制限農場への補償金の交付事務手続 ・防疫措置計画の策定（必要人の算定、割り振り含む）
	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物対策課 ・環境生活政策課 ・家畜防疫対策課 ・農村振興課 	<ul style="list-style-type: none"> ・防疫措置に係る廃棄物処理に関すること ・野生いのししの生息状況、狩猟規制等に関すること ・野生いのししの調査捕獲等に関すること
病性鑑定G	◎中央家畜保健衛生所	・病性鑑定及び各種検査の実施
埋却G	◎農地整備課 ・薬務水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・埋却作業に関する調整 ・埋設予定場所の水道管理設状況及び水源の情報提供
関係施設G	<ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生課 ・教育総務課 ・私学振興・青少年課 ・都市公園課 ・健康福祉政策課 ・農政課 	<ul style="list-style-type: none"> ・食肉・食鳥処理場への対応 ・愛玩飼養者への対応 ・家畜を飼養する学校への対応 ・家畜を飼養する私立学校への対応 ・家畜を飼養する都市公園への対応 ・家畜を飼養する福祉施設への対応 ・家畜を飼養する研究施設への対応

※その他、状況によって上記に記載のない部局各課と調整する場合もありうる。

別表5-1 岐阜県家畜伝染病対策支部 支部対策チーム

チーム長：発生農林事務所所長

副チーム長：発生農林事務所副所長など

(◎…責任者、○…副責任者)

区分・班名	班長及び構成課	所掌事項
総務班	◎発生農林農業振興課 ○発生/応援農林担当課 ・発生県事務所等が支援 ・地域動員県職員（発生/応援農林中心）	<ul style="list-style-type: none"> 支部対策チームの総括 本部対策チーム、発生農場チームとの連絡調整 発生及び周辺市町村との連絡調整 情報収集・共有（支部内） 防疫作業従事者の配置、役割分担、指示 発生市町村及び派遣された自衛隊等との連絡調整 周辺地域住民に対する説明会の開催 施設及び道路使用に係る各種調整及び手続き
資材G ※別途現地配置あり	◎発生農林総務課 ○発生/応援農林担当課 ・発生県事務所等が支援 ・地域動員県職員（発生/応援農林中心）	<ul style="list-style-type: none"> 必要な資機材の調整及び現地調達、搬入 予算執行（現地分） 集合場所における資機材の受入、管理 集合場所における自衛隊との調整
人事G	◎発生農林総務課 ○発生/応援農林担当課 ・発生県事務所等が支援 ・地域動員県職員（発生/応援農林中心）	<ul style="list-style-type: none"> 地域動員県職員、発生市町村職員、発生地域関係機関職員の動員調整 防疫措置等活動状況、従事者数（県職員、団体含む）の把握 発生農場における傷病者対応 ※医療関係者については、医療福祉連携推進課及び発生保健所が動員調整（職員厚生課、保健医療課と連携） ※応援農林管内各所属については、応援農林が動員調整（応援県事務所等が支援）
埋却G	◎発生農林農地整備課 ○発生/応援農林農地整備課	<ul style="list-style-type: none"> 埋却作業の準備・調整
健康調査G ※別途現地配置あり	◎発生保健所 ○発生/応援保健所 ・地域動員県職員（発生/応援保健所中心）	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係者（集合場所、発生農場）の動員調整 防疫作業従事者に対する健康調査
集合場所運営G ※別途現地配置あり	◎発生農林農業振興課 ○発生/応援農林担当課 ・地域動員県職員（発生/応援農林職員中心） ・発生市町村	<ul style="list-style-type: none"> 集合場所設置場所の調整・設営、運営（受付、作業支援、作業内容説明など）、撤去 集合場所の設置運営に必要な資機材の調達
輸送G	◎発生農林担当課	<ul style="list-style-type: none"> 人員及び資材輸送に必要な車両等の調達、運営

※別途現地配置あり	○発生/応援農林担当課 ・地域動員県職員 (発生/応援農林中心)	・他県等動員者の送迎など
防疫班	◎発生家畜保健衛生所 ・その他家畜保健衛生所 、評価人等	<ul style="list-style-type: none"> ・発生農場及び周辺農場への防疫措置の総括 ・バイオセキュリティの確保 ・本部対策チーム（防疫・病性鑑定班）との連絡調整 ・発生農場との調整 ・発生農場等の疫学調査 ・手当金交付のための評価 ・移動制限区域内農場、疫学関連農場等の調査 ・その他農場等に対する防疫対策指導 ・住民説明会への対応 ・予算執行（現地分）
消毒ポイント運営G ※別途現地配置あり	◎発生農林農業普及 ○発生/応援農林担当課 ・地域動員県職員 (発生/応援農林農業普及課職員中心) ・設置市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒ポイント設置場所の調整及び運営、設置、撤去 ・消毒ポイントの設置運営に必要な資機材の調達 ・発生農場の緊急消毒 <p>※運営は、順次民間業者へ移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生農場の緊急消毒（発生農場チーム殺処分・消毒班と連携）

別表5-2 岐阜県家畜伝染病対策支部 支部対策チーム（発生農場チーム）

チーム長 : 発生家畜保健衛生所所長

副チーム長 : 発生家畜保健衛生所保健衛生課長

現場総括責任者 : 総務班長

(◆…責任者)

区分	構成課	主な所掌事務
総務班 【本部動員】	◆畜産振興課、家畜防疫対策課	<ul style="list-style-type: none"> 発生農場チームの現場常駐責任者（各班長と連携） 県対策本部及び対策支部との調整 発生農場における自衛隊との調整 発生農場における安全対策
仮設テント運営G	◆発生農林農業振興課 ・地域動員県職員（発生/応援農林職員中心） ・発生市町村	<ul style="list-style-type: none"> 集合場所、仮設テント設置場所の調整及び運営 防疫従事者の支援（着衣・飲食補助、傷病者対応、脱衣補助、長靴の洗浄・消毒など）、バスの運行管理 集合場所、仮設テントの設置運営に必要な資機材の受け取り・管理
現場医療G	◆発生保健所 ・保健師等	<ul style="list-style-type: none"> 傷病者の救護
資材G	◆発生/応援農林担当課 ・地域動員県職員 ・危機管理部職員（出水期） ・総務部職員 【本部動員】	<ul style="list-style-type: none"> 仮設テント内における食料・資機材等の受け取り・管理 農場で使用する資機材の受入、管理 集合場所へ食料・資機材等の搬入依頼
農場出入口G	・一般動員県職員	<ul style="list-style-type: none"> 農場出入口での人及び車両消毒
交通規制G	・一般動員県職員	<ul style="list-style-type: none"> 発生農場周辺道路の交通規制、誘導
情報連絡班 (情報集約センター) 【本部動員】	◆農政部各課	<ul style="list-style-type: none"> 現場情報（作業進捗、事故など）の記録、集約及び報告（→県対策本部、対策支部） 発生農場における報道関係者への対応（取材対応は除く） 熱中症指数の報告（夏季）
殺処分・消毒班	◆各家畜保健衛生所 ・動員獣医師等 ・動員自衛隊員 ・一般動員県職員	<ul style="list-style-type: none"> 殺処分・消毒作業（進捗管理・記録含む） 農場内での運搬作業 発生農場における緊急消毒（支部対策チーム防疫班と連携） 当該作業に関する自衛隊との調整
運搬・埋却班	◆発生農林農地整備課 ・発生/応援農林農地整備課 ・一般動員県職員 ・建設業協会	<ul style="list-style-type: none"> 建設業協会との事前調整 作業に必要な重機、資機材の調達 農場内（畜舎または農場内一時集積場所）から埋却地等までの運搬（進捗管理・記録含む） 埋却作業（進捗管理・記録含む）
焼却班 化製処理班 発酵消毒班	◆各家畜保健衛生所 ・発生/応援農林農地整備課	<ul style="list-style-type: none"> 焼却作業（進捗管理・記録含む） 化製処理作業（進捗管理・記録含む） 発酵消毒作業（進捗管理・記録含む）

	<ul style="list-style-type: none">・一般動員県職員・建設業協会	
--	---	--

第5章 防疫措置にかかる時間の目安と人員

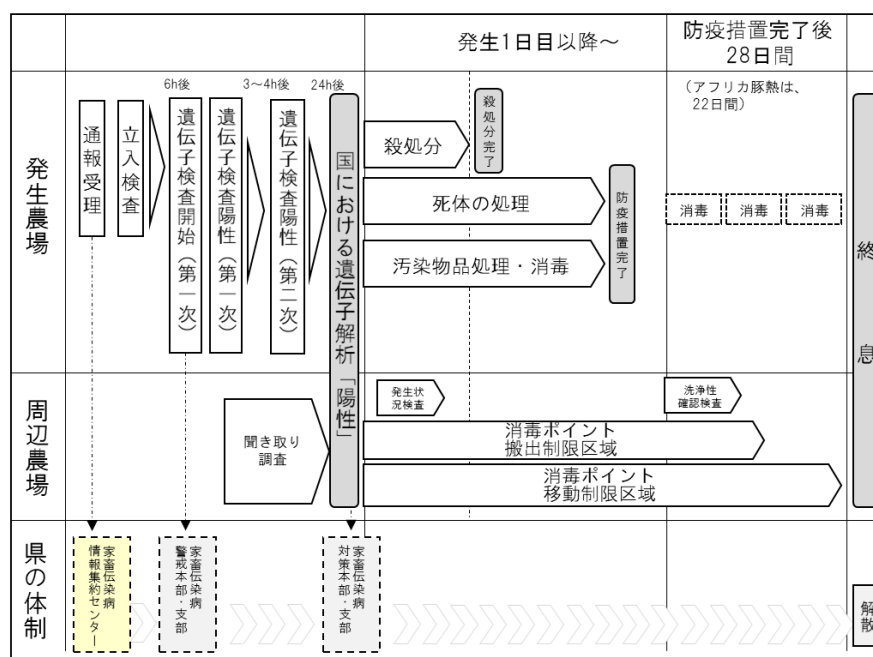
感染拡大を防止するため、防疫指針に示された時間を目安に防疫措置を完了させる。

1 豚熱及びアフリカ豚熱

【防疫措置にかかる時間の目安】

飼養規模 (未滿)	1,000頭～ 2,000頭	2,000頭～ 4,000頭	4,000頭～ 8,000頭	8,000頭～ 16,000頭	16,000頭～ 20,000頭
殺処分 (以内)	24h (1日)	48h (2日)	96h (4日)	192h (8日)	240h (10日)
防疫指針目安	24h	—	—	—	—
死体の処理 (以内)	72h (3日)	144h (6日)	288h (12日)	576h (24日)	720h (30日)
防疫指針目安	72h	—	—	—	—

【防疫措置のスケジュール（例：24時間以内に殺処分が終了する頭数）】



【防疫作業に要する人員（1クール当たり（例））】

作業内容	6時間あたりの 作業人数	作業期間
殺処分	99人	殺処分開始から殺処分終了まで
汚染物品処理・家畜舎消毒	(90人)	殺処分終了後から防疫措置終了まで
農場消毒（車両、ヒト）	(9人)	
埋却作業	20～30人	埋却作業開始から埋却作業終了まで
消毒ポイント（3か所）	9人	防疫措置開始から終息まで
集合場所 等	20～30人	防疫措置開始から防疫措置完了まで

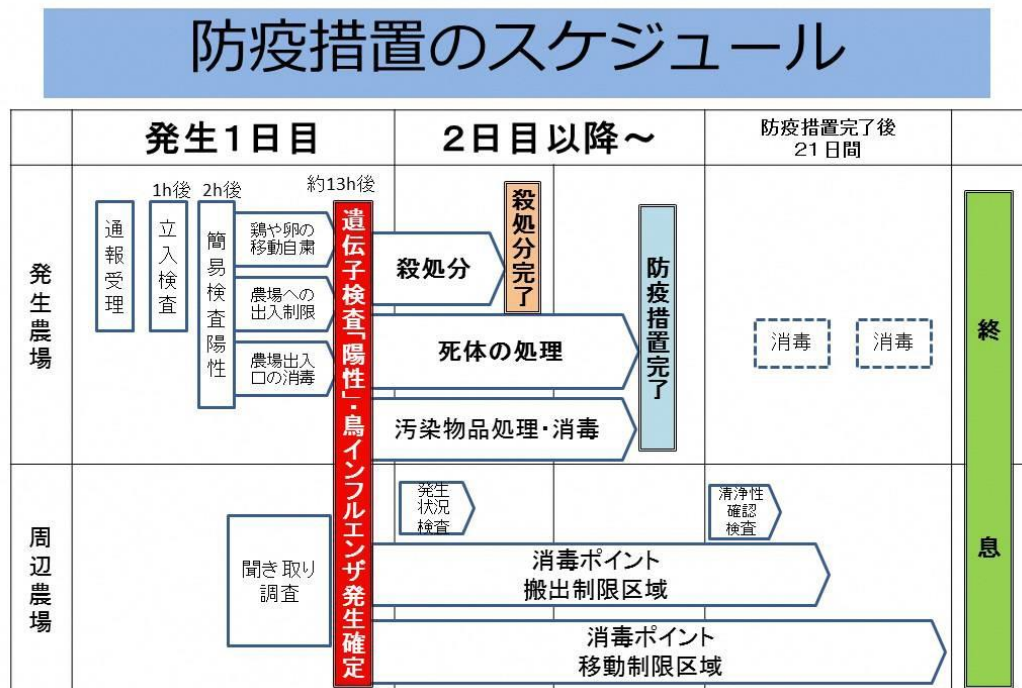
※県職員だけでは人員の確保が困難な場合は、市町村及び関係団体に人員の派遣を要請。
また、必要に応じ、国と協議の上、国及び他の都道府県、自衛隊への派遣要請を実施。

2 高病原性鳥インフルエンザ・低病原性鳥インフルエンザ

【防疫措置にかかる時間の目安】

飼養規模 (未満)	肉用鶏	～10万羽	～20万羽	～30万羽	～40万羽	～50万羽	～60万羽	～70万羽
	採卵鶏	～6万羽	～12万羽	～18万羽	～24万羽	～30万羽	～36万羽	～42万羽
殺処分 (以内)		24h (1日)	48h (2日)	72h (3日)	96h (4日)	120h (5日)	144h (6日)	168h (7日)
国指針目安		24h	—	—	—	—	—	—
死体の処理 (以内)		72h (3日)	144h (6日)	216h (9日)	288h (12日)	360h (15日)	432h (18日)	504h (21日)
国指針目安		72h	—	—	—	—	—	—

【防疫措置のスケジュール（例：24時間以内に殺処분이終了する頭数）】



【防疫作業に要する人員（1クール当たり（例））】

作業内容	6時間あたりの作業人数	作業期間
殺処分	50人	殺処分開始から殺処分終了まで
汚染物品処理・家畜舎消毒	(44人)	殺処分終了後から防疫措置終了まで (フォークリフトオペレーター等含む)
農場消毒（車両、ヒト）	(6人)	
埋却作業	20人	埋却作業開始から埋却作業終了まで
消毒ポイント（3か所）	6人	防疫措置開始から終息まで
集合場所 等	20人	防疫措置開始から防疫措置完了まで

※県職員だけでは人員の確保が困難な場合は、市町村及び関係団体に人員の派遣を要請。
また、必要に応じ、国と協議の上、国及び他の都道府県、自衛隊への派遣要請を実施。

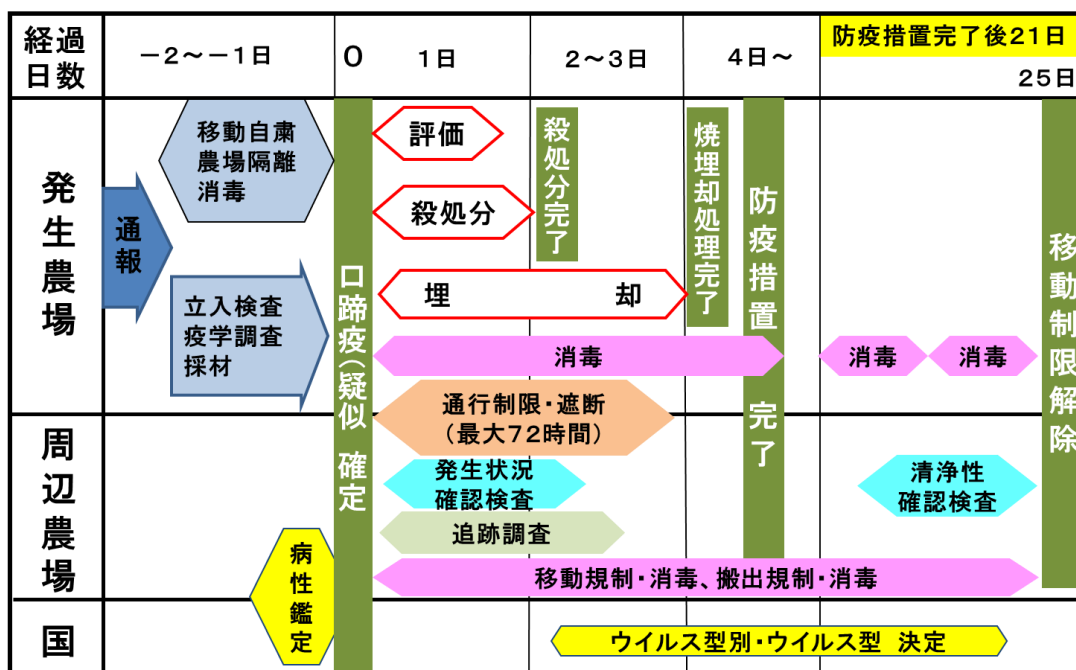
3 牛疫、牛肺疫、口蹄疫

【防疫措置にかかる時間の目安】

飼養規模 (未満)	～300頭	～600頭	～900頭	～1,200頭
殺処分 (以内)	24h (1日)	48h (2日)	72h (3日)	96h (4日)
国指針目安	24h	—	—	—
死体の処理 (以内)	72h (3日)	144h (6日)	216h (9日)	288h (12日)
国指針目安	72h	—	—	—

【防疫措置のスケジュール（例：24時間以内に殺処分が終了する頭数）】

口蹄疫 防疫対応スケジュール



【防疫作業に要する人員（1クール当たり（例））】

作業内容	6時間あたりの の作業人数	作業期間
殺処分	133人	殺処分開始から殺処分終了まで
汚染物品処理・家畜舎消毒	(127人)	殺処分終了後から防疫措置終了まで
農場消毒（車両、ヒト）	(6人)	
埋却作業	20～30人	埋却作業開始から埋却作業終了まで
消毒ポイント（3か所）	6人	防疫措置開始から終息まで
集合場所 等	20～30人	防疫措置開始から防疫措置完了まで

※県職員だけでは人員の確保が困難な場合は、市町村及び関係団体に人員の派遣を要請。
また、必要に応じ、国と協議の上、国及び他の都道府県、自衛隊への派遣要請を実施。

第6章 広報体制（情報班・家畜伝染病情報集約センター）

1 概要

隣接県にて家畜伝染病の発生事例が報告されたとき又は、家畜の所有者等から通報を受け、家畜防疫員を現地農場に派遣するとき、県は、直ちに県家畜伝染病情報集約センターを設置し、情報収集及び以下に掲げる広報等を実施する。

（1）県の体制（警戒本部・対策本部の設置等）

- ①警戒本部及び、対策本部の設置
- ②国において患畜又は疑似患畜と判断された事実（国と同時に発表）
- ③上記警戒本部、対策本部の会議は原則公開とする。

（2）防疫措置の進捗

- ①防疫措置の開始
- ②防疫作業の実施状況（定時（午前1回、午後1回を目処））
- ③対応内容（家畜等の移動制限、発生農場周辺の通行制限、防疫措置消毒ポイントの設置、殺処分・埋却作業の終了等）

（3）搬出・移動制限区域の設定及び解除

- ①防疫措置完了後に実施する清浄性確認検査の結果
- ②搬出制限区域の解除と消毒ポイントの変更及び、移動制限区域の解除と消毒ポイントの閉鎖

（4）その他

- ①自衛隊の派遣要請・撤収、県内農場等の緊急消毒、制限区域内における出荷制限の例外措置等
- ②議会への情報提供
- ③地域住民への周知（市町村との連携）

（5）留意事項

- ①発生農場に関する情報を公表する場合は、農場の所在地にとどめ、名称等の公表は差し控える。
- ②正確な情報提供（人及び車両を介して感染が拡大するおそれがあることや、人体への影響の有無等）を行う。
- ③公表する内容については、原則、動物衛生課と協議し、同時に行う。

2 広報手段

広報手段は迅速な伝達を行うため、記者会見等による報道機関への資料提供とホームページ等の県広報媒体を活用し随時行う。

3 情報集約センターの業務

- ①家畜伝染病対策に特化した広報業務を担当する。
- ②報道機関との一元的対応窓口を行う。
（防疫対応の遅延につながるおそれがあることから、情報集約センターの設置以降は、家畜防疫対策課等関係課への直接取材は控えるよう報道機関に申し入れる。）
- ③対策支部及び発生農場においては、原則として報道対応を行わないが、発生農場を取材しようとする報道機関に対しては、現地に派遣した情報集約センター職員を窓

口とする。

④本部及び支部の情報を一括に取り扱うこととし、情報を共有する。

4 相談窓口

①人の心身の健康や農場の経営・金融等に対応する相談窓口を、必要に応じ関係部局に設置する。

②家畜の所有者等や防疫従事者が精神的ストレスを継続している事例もあることを鑑み、相談窓口の運営を継続するなど、きめ細かな対応を行う。

第7章 関係機関との連携・協力体制の構築及び平常時における訓練

県は、家畜伝染病防疫対策の推進にあたり、次のとおり国、市町村及び畜産関係団体、その他の関係機関、畜産にかかわる事業者等、県民との連携・協力体制を平常時より構築し、訓練等を実施する。

1 国、国対策本部との連携

国及び国の対策本部との連携については、県の警戒本部・対策本部の活動開始前は家畜防疫対策課が、活動開始後は本部対策チーム（指揮総括班、防疫・病性鑑定班を通じて協議や報告等を行う）。

2 市町村との連携

本部対策チームは、関係市町村と連携を密にし、情報を共有するとともに、支部対策チームが実施する防疫措置が円滑に実施できるよう下記事項について関係市町村に対し、必要に応じて要請する。

(1) 事前の準備（フェーズ1）

- ① 県内発生に備えた市町村対策本部設置の準備
- ② 防疫対応
 - (i) 現地対策支部設営場所の検討
 - (ii) 防疫措置（動員、消毒ポイント・集合等場所の設定）の準備
 - (iii) 県内への侵入を防止するための消毒に対する協力
- ③ 市町村民への情報提供

(2) 隣接県で発生または県内での異状の報告があった場合（フェーズ2～）

- ① 市町村対策本部等（情報収集、防疫措置の準備などを開始）の設置（混乱を招かないように情報は慎重に取り扱う）
- ② 防疫対応
 - (i) 県の対策支部の拠点となる施設の提供
 - (ii) 防疫措置（動員、消毒ポイント・集合場所場所の設定）の準備
 - (iii) 必要に応じ、自らの市町村内への侵入を防止するための消毒ポイントの設営
- ③ 市町村民への情報提供

(3) 自らの市町村内において異常家畜が発見された場合（発生市町村：フェーズ3～）

- ① 市町村対策本部等（情報収集、防疫措置の準備などを実施）の設置（混乱を招かないように情報は慎重に取り扱う）
- ② 防疫対応
 - (i) 支部対策チームの設営協力
 - (ii) 支部対策チームを設置する施設や会議の開催に必要な通信機器等の提供
 - (iii) 支部対策チームへの職員の派遣
 - (iv) 防疫作業従事者の確保
 - (v) 防疫作業従事者の集合施設（例：公民館、体育館等）の提供
 - (vi) 仮設テントの資機材（テント、仮設トイレ等）の提供
 - (vii) 防疫用資機材の一時保管場所の提供
 - (viii) 埋却地等、集合・消毒ポイント場所の選定に係る助言
 - (ix) 消毒ポイントの設置準備（テント及び動力噴霧器の提供、設置場所に関する助言等）
 - (x) 移動制限区域の設定にかかる地理的情報の提供等

- (xi) 通行遮断時の代替道路の検討
- (xii) 市町村道の通行遮断の対応

(4) 患畜又は疑似患畜と判定された場合（発生市町村：フェーズ4）

- ①市町村対策本部の設置
- ②防疫対応
 - (i) 支部対策チームの運営協力
 - (ii) 防疫作業の支援、協力
 - (iii) 発生状況確認検査及び清浄性確認検査の補助（検査対象農場への同行等）
 - (iv) 家畜飼養者への移動制限、移動自粛、異状の有無の報告等の呼びかけ
- ③情報提供、相談窓口
 - (i) 市町村広報紙等を通じた正しい知識の普及・啓発活動
 - (ii) 愛玩家畜飼養者の把握とまん延防止に対する普及啓発
 - (iii) 相談窓口の設置（風評被害対策も含めて）及び情報伝達体制の整備

3 関係団体との連携

平時から関係団体と連携し、家畜伝染病の発生時には、県対策本部及び支部は、防疫措置の円滑な実施のために、関係団体へ協力を要請する。

(1) 防疫措置に関する協定の締結（家畜防疫対策課所管）

①防疫業務の実施

「家畜伝染病発生時における防疫業務に関する基本協定」

（一社）岐阜県建設業協会

令和3年 2月10日締結

※各農林事務所と建設業協会各支部が運用協定を締結

※これまでの「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ発生時における殺処分家畜等の埋却業務に関する基本協定（H29.6.6）」は、上記基本協定締結を以て終了。

②二酸化炭素ガスの供給

「家畜伝染病発生時における二酸化炭素ガスの供給に関する協定」

岐阜県高圧ガス協同組合

平成29年10月31日締結

③作業用品等の供給

「家畜伝染病発生時における防疫用資機材の供給に関する協定」

・（株）バローホールディングス

平成29年10月31日締結

・DCM（株）

平成29年10月31日締結

・NPO法人コメリ災害対策センター

平成29年10月31日締結

④防疫作業従事者の輸送

「家畜伝染病発生時における防疫作業従事者の輸送に関する協定」

（公社）岐阜県バス協会

平成30年 1月31日締結

⑤消毒作業の実施

「家畜伝染病発生時における消毒業務に関する協定」

（一社）岐阜県ペストコントロール協会

平成30年 1月31日締結

⑥資機材の運搬

「家畜伝染病発生時における防疫資材等の輸送に関する協定」

（一社）岐阜県トラック協会

平成30年 2月 1日締結

⑦殺処分家畜等の運搬

「家畜伝染病発生時における殺処分家畜等の運搬業務に関する基本協定」

岐阜県農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会岐阜県本部

令和 2年 6月18日締結

⑧防疫措置時の救護

「豚コレラ等家畜伝染病の防疫措置時の救護に関する協定」

岐阜県厚生農業協同組合連合会

平成31年 1月29日締結

(2) 平常時の協力事項（各団体共通）

- ①会員等関係者への防疫対策の情報の提供、周知及び徹底
- ②家畜飼養者への衛生知識の普及・啓発

(3) 家畜伝染病発生時の協力事項

①生産者団体

- (i) 消毒ポイント設置への協力
 - ・設置場所の調整（団体施設の確保並びに提供）
 - ・テント及び動力噴霧器等の既存資機材の提供（貸出等）
- (ii) 移動制限措置に伴う家畜飼養農場対応への協力
 - ・滞留生産物等の保管あるいは処理の調整など
 - ・家畜及び生産物等への風評被害防止対応
 - ・その他、防疫措置への人、車両、既存資機材の確保、提供

②自衛防疫団体（畜産協会等）

- (i) 組織的かつ統一的に行うべき自衛防疫（消毒等）の推進
- (ii) 家畜の所有者等が行う自衛防疫（消毒等）の推進
- (iii) 県が行う防疫措置への協力

③獣医師会

- (i) 自衛防疫活動（家畜の所有者等が行う消毒等）への協力
- (ii) 伝染性疾病を疑う症例の通報等疾病発生情報の県への提供
- (iii) 県が行う防疫措置への協力

④畜産関係業者

- (i) 県が行う防疫措置への協力
- (ii) 消毒ポイントにおける通過への協力など

⑤県建設業協会、各地区建設業協会

- (i) 殺処分された家畜や病原体により汚染し、又は汚染した恐れのある物品（以下「汚染物品」という。）を埋却するための埋却溝の掘削・埋め戻し作業及び不浸透性シートでの被覆
- (ii) 埋却する家畜、汚染物品の集積、積込み、埋却溝への運搬
- (iii) 埋却溝への消石灰の散布
- (iv) 病原体の散逸防止のために埋却地周囲に設置する防疫フェンスの設置及び撤去
- (v) 埋却業務に必要な重機、資機材の調達
- (vi) その他、双方が必要と認める作業

⑥県森林組合連合会、県森林施業協議会

- (i) 森林内の野生動物等の侵入防止柵の設置など

⑦衛生消毒専門団体

- (i) 消毒ポイントの設置及び運営など

4 防疫訓練（演習）の実施

県は、家畜伝染病等が県内において発生した想定及び県内において感染が拡大し、まん延防止が困難となる同時多発等も想定した防疫演習を実施する。

この演習により、防疫体制の検証を行い、必要に応じ、本要領等の見直しを行う。

5 その他

(1) 対策要領の見直し

防疫演習の実施等を踏まえ、対策の評価を行うとともに、必要に応じて随時本要領を見直す。

(2) 事前調査等の実施

県関係部局は、発生に備え、各担当業務において必要となる情報について平常時から調査し、施設や業者等をリスト化するとともに、毎年度更新に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年 1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 5月 1日から施行する。
- 2 この施行をもって、「岐阜県家畜伝染病防疫対策本部運営要綱」を廃止する。

附 則

この要領は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 2年 3月31日から施行する。
- 2 この施行をもって、「岐阜県高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」及び「岐阜県口蹄疫防疫対策要領」を廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。